

令和7年度鳥取県特別支援学校技能検定開催要項

- 1 目 的 ○特別支援学校に在籍する生徒が身に付けた知識、技能、態度等を検定で発揮し認定されることにより、「働く力」「働く意欲」等の一層の向上を図る。
○特別支援学校の生徒の職業に関わる技術や取組姿勢を一定の基準により評価し認定することで、企業の雇用促進につなげる。
- 2 主 催 鳥取県教育委員会
- 3 協 力 鳥取労働局
一般社団法人鳥取県ビルメンテナンス協会
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部
ホテルモナーク鳥取
社会福祉法人 和（レストラン&カフェ 白壁倶楽部）
- 4 実施期日 令和7年10月 9日（木）【清掃部門】
10日（金）【喫茶サービス部門】
- 5 会 場 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校
住所：〒689-2501 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1957-1
電話：0858-55-6477
- 6 参 加 者 県内特別支援学校高等部生徒
- 7 実施内容 喫茶サービス部門、清掃部門

8 実施種目

【喫茶サービス部門】 設定時間3級7分、1・2級9分

- 検定では、カフェに見立てた部屋の中で決められた手順に従って、お客様に飲み物や食べ物を提供する。
- 1・2級では手順どおりに実施するだけでなく、お客様の要望や状況の変化に対する対応力が求められる。

【清掃部門】

（1）マスター検定（じゅうたん床清掃及びガラス・窓枠清掃） 制限時間15分

- 机、イス、ゴミ箱が設置され、じゅうたんが敷いてある幅木で仕切られた4m四方のコート内と、隣に設置したガラス・窓枠を次の手順で清掃する。
- ①掃除機による除塵
 - ②点検
 - ③ガラス面に水を塗布
 - ④スクイジー作業
 - ⑤ガラス枠拭き作業
 - ⑥床拭き作業
- 基礎的な用具操作だけでなく、総合的な清掃技能が求められる。

(2) マスター検定(床及び机上清掃) 制限時間 10 分

- 机、イス、ゴミ箱が設置され、幅木で仕切られた 4 m 四方のコート内を部屋に見立てて、次の手順で清掃する。
- ①イス・ゴミ箱上げ(机上に上げる)
 - ②ダスタークロスによる除塵とゴミ取り
 - ③水拭き用モップによる水拭き
 - ④イス・ゴミ箱下ろし
 - ⑤水拭きタオルと乾拭きタオルによる机上清掃
 - ⑥点検
- 基礎的な用具操作だけでなく、総合的な清掃技能が求められる。

(3) チャレンジ検定(じゅうたん床清掃) 制限時間 10 分

- 机、イス、ゴミ箱が設置され、じゅうたんが敷いてある幅木で仕切られた 4 m 四方のコート内を次の手順で清掃する。
- ①掃除機による除塵
 - ②点検
- 掃除機を使う基礎的な技能が求められる。

(4) チャレンジ検定(床清掃) 制限時間 10 分

- 机、イス、ゴミ箱のない、平たんな床のみのコートを使用し、次の手順で清掃する。
- ①ダスタークロスによる除塵とゴミ取り
 - ②水拭き用モップによる水拭き
 - ③点検
- ダスタークロスやモップを使う基礎的な技能が求められる。

9 日 程

(1) 令和7年10月9日(木)【清掃部門】

- 9:30 受付
- 9:50 開会式
- 10:00 喫茶サービス室確認等
- 10:15 喫茶サービス検定
- 12:00 昼食休憩
- 13:00 喫茶サービス検定
- 15:00 閉会式
- 15:20 解散

※参加人数によっては日程が変更になることがある。

(2) 令和7年10月10日(金)【喫茶サービス部門】

- 9:30 受付
- 9:50 開会式
- 10:00 検定道具確認等
- 10:30 清掃検定
- 12:00 昼食休憩
- 13:00 清掃検定
- 15:00 閉会式
- 15:20 解散

※参加人数によっては日程が変更になることがある。

1 0 参加費用 無料

1 1 参加申込

- (1) 参加種目は一人が一種目とする。
- (2) 参加を希望する生徒は、「令和 7 年度鳥取県特別支援学校技能検定参加申込書」(別紙様式 1)を学校長に提出する。
- (3) 学校長は受検者を取りまとめ、「令和 7 年度鳥取県特別支援学校技能検定参加申込書」(別紙様式 1)を特別支援教育課担当者宛に親展で提出する。
- (4) 受検者の氏名等を正確に把握するため、学校長は「令和 7 年度鳥取県特別支援学校技能検定受検者一覧」(別紙様式 2)を作成し、特別支援教育課指定のパスワード【ginou2025】を付し、特別支援教育課代表にメールで送付する。

1 2 申込締切 令和 7 年 7 月 3 0 日 (水)

1 3 級の認定 各種目とも技能に応じて評価し、1 ～ 1 0 級を認定する。

1 4 そ の 他

- (1) 用具については主催者が準備するが、しるしや手順書等の個別の支援が必要な場合は持ち込んでもよい。
- (2) 昼食は各自で準備する。
- (3) 会場までの移動は各学校の責任において行う。
- (4) 学校管理下の教育活動として位置づけ、必ず引率教員をつけることとする。
- (5) けがや事故については各学校で対応する。